



札監指第5号  
令和2年(2020年)11月27日

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会  
会長 福迫 尚一郎 様

札幌市長 秋元 克広



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第26条の28の2第1項第3号に規定する要件を  
満たしていることを証明します。

本証明の有効期間は、下記のとおりです。

記

(有効期間)

令和2年11月27日 から 令和7年11月26日 まで